



道路公社の資金を道路財源に

平成26年11月県議会での一般質問では、無料開放後1年が経過した近江大橋周辺の道路の渋滞対策とともに、滋賀県道路公社の資金を道路財源として活用するよう提案しました。

また、水環境ビジネスをはじめ県内企業の海外展開を支援する取り組みの充実を求めました。これに対して三日月知事からは、「海外展開を行う企業のニーズや要請に的確に応え、経済・産業の交流や海外ビジネスの支援に重きを置いた組織のあり方を検討していきたい」と前向きな答弁がありました。

◆平成26年11月県議会◆

本年も皆様のご指導、ご鞭撻賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これからも「現場主義」を貫き、皆様の声をもとに子ども達の未来のため、暮らしの安心のために全力で取り組みます。

ごあいさつ



Q 近江大橋有料道路事業の最終的な収支状況について？

A (土木交通部長) 供用を開始した昭和49年9月から無料開放した平成25年12月までの総収入は約532億円。それに対して総支出は、国の無利子貸付の返済や銀行からの借入の償還、借入れに伴う支払利息、県からの出資金の返還が約270億円。維持管理費や修繕、事務所経費が約207億円で合計477億円となっている。残る55億円の内訳は、損失補てん引当金が約50億円。剰余金約5億円となる。

Q 損失補てん引当金について、近江大橋の維持管理や周辺道路の渋滞対策など何らかの形で近江大橋利用者への還元を検討すべきでは？

A (土木交通部長) 損失補てん引当金は、有料道路事業を運営している間は道路公社において留保される。琵琶湖大橋有料道路の今後の方針を決めるにあたり、公社全体の損失補てん引当金の取り扱いについて今後の課題の一つとして議論するとともに、国土交通省とも相談している。

Q 安定的、継続的に道路財源を確保するために道路公社の資金を積極的に活用していくべきでは？

A (土木交通部長) 道路公社にある損失補てん引当金は、有料道路の利用者からの料金収入をもとに積み立てられたものである。今後、県が引き継いだ場合には、そういった資金であることを十分に踏まえて、活用を検討していく。

近江大橋の渋滞対策を求める

Q 近江大橋の無料開放後の周辺道路への影響について？

A (土木交通部長) 近江大橋では、1日あたり無料開放前に予測した4万8千台に近い4万6600台と交通量がおおよそ50パーセント増加している。また、こうした交通の流れの変化に伴い、国道1号と近江大橋取付道路を結ぶ複数の路線でも交通量が増加している。

Q 近江大橋の周辺道路の渋滞対策について？

A (土木交通部長) 無料開放後、本年1月、6月、10月に実施した交通量調査の結果を踏まえて、具体的な対策を検討している。例えば、新浜交差点の改良や矢橋中央交差点の右折レーンの延長などを検討している。

解説

近江大橋の無料開放後の道路公社の財務状況は、平成25年度末で建設費372億円に對して留保金額が415億円で、差し引き資金残高は実に43億円まで増加しています。この中には、近江大橋の利用者の料金収入を積み立てた損失補てん引当金約50億円も含まれ、現在、進められている琵琶湖大橋の今後のあり方の検討とあわせて、道路公社の資金の活用についてしっかりと議論していかなければならないと考えています。

一方で、滋賀県の道路整備率は、平成24年4月現在、県管理道路で53・1パーセントと全国的にも下位に留まっております。近江大橋の周辺道路の渋滞対策をはじめ、滋賀県の発展を見据えた将来の道路整備の財源として道路公社の資金を活用することを提案しています。



活動ギャラリー



MOA美術館大津児童作品展表彰式



信楽高原鉄道の運行再開を前に復旧状況を視察



瀬田東学区文化祭開会式

プロフィール



昭和48年3月生まれ **41歳**

平成8年3月 同志社大学法学部法律学科卒

平成8年4月 NHK(日本放送協会)に記者として入局

平成16年1月～平成23年4月 大津市議会議員(二期)

平成22年5月～平成23年1月 大津市議会第79代副議長

平成23年4月～滋賀県議会議員

- ・《条例の主な内容》
- ・定期歯科検診の受診等の促進
- ・配慮を必要とする障害者等の歯科保健サービス等の機会の確保
- ・介護を必要とする高齢者等の歯科保健サービス等の機会の確保
- ・在宅歯科保健サービス
- ・学校等における歯科疾患等の予防の推進
- ・医科歯科連携の体制の構築
- ・歯及び口腔の健康づくりを担う人材の育成、資質の向上

◆活動報告◆

歯と口腔の健康づくり推進条例を制定

今年度、委員長を務める体育振興・健康づくり対策委員会が議員提案による条例制定を目指して取り組んできた「歯および口腔の健康づくりの推進に関する条例」を11月県議会に提案し、全会一致で可決しました。

条例の基本理念は、「県民一人ひとりが歯科疾患等の早期発見・早期治療、予防に主体的に取り組むこと」、「歯および口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じて、適切かつ効果的に行うこと」、「歯科保健サービス・歯科医療を円滑に受けられる環境の整備を図ること」としています。条例の制定によつて、歯と口腔のケアに対する県民の皆さんの関心を高めるとともに、県の施策をさらに総合的、計画的に推進することができると考えています。

皆様のご意見をぜひお聞かせください

◎文教警察常任委員会
◎体育振興・健康づくり対策特別委員会 委員長

滋賀県議会議員

さとう健司

〒520-2153 大津市一里山1丁目1-13-1305 sato@satoken.net

